

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に採用され、トラック運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、荷下ろしを終えて帰社する途中、反対車線で発生した車両事故の関係車両が走行車線に進入してきたため、衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、受傷後、D病院及びEクリニックに受診して療養した後、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「頸髄不全損傷」と診断され、同年〇月〇日、同病院にて頸椎椎弓形成術を受けて、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

障害補償給付支給請求書裏面のG医師作成の診断書には、傷病名「不全頸髄損傷」と記載されていることから、請求人に残存する障害として、「神経系統の機能障害」及び「せき柱の障害」について検討する。

(1) 神経系統の機能障害について

ア H作成の平成〇年〇月〇日付け「後遺障害等級(事前認定)結果のご連絡」には、要旨、「両手しびれ(1～3指)、左上腕痛・痺れ、左頸部から肩にかけての疼痛等の症状については、頸部X線及びMRI画像を検討した結果、当該部位に変性所見は認められるものの、骨折・脱臼等の外傷性変化や前記症状と整合する脊髄や神経根への圧迫等の所見は認められず、症状と画像所見及び他覚的所見との間に医学的整合性があるとは捉えがたいことから、残存する症状が他覚的に証明されているものと評価することは困難である。」との判断が記載されている。

イ G医師は、上記診断書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、「MRI、脊髄輝度変化なし」と所見している。

ウ I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、①両側上肢に神経症状があり、左下肢にも神経症状が残っている、②その程度については、請求人の訴えに誇張や誤りが無いとすれば、日常生活に支障があるほどの障害と考えられるが、障害の原因がすべて外傷による器質的变化(不全頸髄損傷)によると判断するには症状を裏付ける他覚的所見に乏しく、資料も不十

分で、的確な判断は困難である、と述べている。

エ J 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、①両手の脱力や左肩拳上困難を訴えるが、理学所見上は、四肢の筋委縮や手指の関節拘縮を認めない、②画像所見では外傷に伴うと考えられる所見はなく、加齢に伴う頸椎症性変化による脊髄圧迫がC 5-6-7 レベルに存在するが、肩関節の運動障害を来たす高位ではない、③請求人は受傷から約3～4 か月経過した時点以後は症状に変化がないとしているが、その時期通院していた病院の診断書に頸髄損傷の記載がなく、自覚症状のみが記載されていることを踏まえると、脊髄の器質的損傷が当初から存在したことを証明することはできない、④自賠責保険の後遺症診断は妥当と考えられる、と述べている。

オ 上記医証からみると、請求人の神経系統の機能障害については、他覚的所見が認められないことから、本件災害に起因する脊髄損傷による障害と認定することはできず、当審査会としても、請求人が主張する四肢の麻痺やしびれ等の症状については、「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当すると判断する。

(2) せき柱の障害について

ア G 医師作成の上記診断書及びJ 医師作成の意見書において、X線画像上、頸椎椎弓形成術が第3から第7頸椎の5椎弓に対して行われたことが確認されることから、「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）に該当すると判断される。

イ G 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頸部の関節可動域は、前屈と後屈を合わせた可動域（45度）が参考可動域（110度）の1/2以下に制限されていることが確認される。」旨述べているところ、当審査会としても、頸椎の5椎弓に施行された椎弓形成術が頸部の運動制限の原因とも考えられることから、「せき柱に運動障害を残すもの」（第8級の2）に該当すると判断する。

ウ せき柱に複数の障害があるとされる場合、いずれか上位の等級で認定するものとされていることから、請求人のせき柱に残存する障害は、第8級の2であると認められる。

(3) したがって、請求人に残存する障害の程度は、せき柱（頸椎）の運動障害の障害等級第8級及び局部の神経系統の障害の障害等級第14級を併合して、障

害等級第8級であると認められる。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。